

審 第 9 1 8 号
答 申 第 2 8 5 号
令 和 4 年 7 月 4 日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年12月27日付け〇〇事第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第249号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年9月2日付け〇〇事第〇〇号で行った自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月2日付け〇〇事第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件文書7及び本件文書8において不開示とした情報のうち、支出負担行為・支出伝票に記載された執行限度額並びに複数のスクールカウンセラーに対する支払に係る支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額及び差引支払額を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。少なくとも、担当課として教育総務課、〇〇教育事務所、生徒指導いじめ対策室、〇〇高等学校を含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、別表1の番号1から番号6までの行政文書（以下「本件開示文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月2日付けで本件決定1を行うとともに、別表2の番号1及び番号2の行政文書（以下「本件部分開示文書」といい、本件開示文書と併せて「本件文書」という。また、本件部分開示文書のそれぞれの行政文書を別表2の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、同日付けで本件決定2を行った。

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和元年12月27日付け〇〇事第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。たとえば、〇〇教育事務所が、審査請求人の審査請求について同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の個人情報に記載した行政文書の特定が不十分である。少なくとも、考えられるのは、〇〇教育事務所が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等である。

(イ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

処分庁は、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りしたのであるから、審査請求書記載の行政文書を取得・作成したものであるべきであり、また、審査情報課とも協議や相談をしたのであるから、それに係る行政文書を取得・作成したものであるべきであり、それらに係る具体的な弁明がない以上、本件の文書の特定の判断が妥当なものとは言えない。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

情報公開請求の開示文書については、これについて審査請求しているから、認容されれば個人情報開示請求においても当然に開示すべきであ

る。

ウ 教示の不備の違法

開示決定につき通知書において教示を欠いていることから、当然に取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

本件開示請求に係る自己情報開示請求書には、前記2(1)のとおり記載されている。実施機関は、開示請求、開示決定等、審査請求、苦情の処理等について千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱(平成5年10月1日制定。以下「要綱」という。)等のとおり事務を処理しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書の開示を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に本件開示請求に係る行政文書を保有していない。

イ 本件文書の内容について

(ア) 本件文書1について

本件文書1は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。)第7条第1項の規定による審査請求人からの行政文書の開示請求について、公開条例第13条第2項の規定により開示決定等の期間を延長した旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(イ) 本件文書2について

本件文書2は、前記(ア)の通知を行った後、法に基づき審査請求人から提出された不作為についての審査請求書を、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月30日制定)第5の1(2)により、千葉県教育庁企画管理部教育総務課長(以下「教育総務課長」という。)に送付した決裁文書の一式である。

(ウ) 本件文書3について

本件文書3は、後記(キ)の決定に対し提起された審査請求人から

の審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により弁明書を作成し、当該弁明書を法第9条の規定により読み替えて適用する法第29条第5項の規定により審査請求人に送付した決裁文書の一式である。

(エ) 本件文書4について

本件文書4は、法第30条第1項の規定による当該弁明書に記載された事項に対する反論書を千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に送付した決裁文書の一式である。

(オ) 本件文書5について

本件文書5は、審査会が後記（ク）の諮問を受け付け、反論書等の写しを提出するよう依頼された行政文書を供覧したものである。

(カ) 本件文書6について

本件文書6は、審査請求人からの苦情を受け、要綱第7の1（1）アにより苦情処理・苦情相談記録票を作成し、教育総務課長及び知事部局総務部審査情報課長に送付した決裁文書の一式である。

(キ) 本件文書7について

本件文書7は、前記（ア）の開示請求について公開条例第12条第1項の規定により行政文書の一部を開示した旨を決定し、その決定を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(ク) 本件文書8について

本件文書8は、前記（ウ）の審査請求について、公開条例第21条第1項の規定により審査会に諮問し、同条第2項の規定により諮問した旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(3) 本件決定の内容について

ア 不開示部分について

本件決定2において、部分開示決定通知書の「開示しない部分」の欄に記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第17条第2号及び第6号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

イ 条例第17条第2号該当性について

(ア) 条例第17条第2号該当性について

- a 本件不開示部分のうち報酬単価、総勤務時間数、追加勤務時間数、支出命令額、控除額、差引支払額、執行限度額、報酬支給額、支給総額、所得税、現金支給額、勤務時間、源泉徴収票の支払額、勤務時間数及び割振時間数については、職員の報酬に係る情報であり、当該職員の所得が判明することから、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該職員の権利利益を

害するおそれがある情報であり、条例第17条第2号本文に該当する。

- b 本件不開示部分のうち相手方コード、債権者、振込先、住所、電話番号、生年月日、金融機関コード、金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人及び市区町村コードについては、氏名とともに一体として本件文書に記録されており、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。
- c 本件不開示部分のうち駅名、路線名、通勤方法の別、区間、距離、所要時間、通勤経路の略図、非該当の理由及び郵便番号については、当該職員の住所に係る情報であり、開示した場合、本件文書に記載された氏名等の情報と照合することによって当該職員の住所が判明し、特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当する。
- d 本件不開示部分のうち特定の個人に関する記述については、当該個人の経歴に関する情報であり、通常他人に知られないことが相当であると認められる情報であることから、同号本文に該当する。
- e 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況についてにおける記載者の評価並びに要望については、個人の能力、実績に対する評価に係る情報であり、個人の人格に密接に関係した情報であって、通常他人に知られないことが相当であると認められる情報であることから、同号本文に該当する。
- f 本件不開示部分のうち延べ相談件数、延べ相談人数、相談において行った特記すべき活動内容及び解決又は好転した事例（以下「延べ相談件数等」という。）については、スクールカウンセラーに相談した内容に係る情報であり、相談者の氏名等直接に個人を識別できる情報は記載されていないが、当該者の知人、学校の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該相談の内容等に係る当該者に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、同号本文に該当する。

(イ) 条例第17条第2号ただし書イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第17条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書口に該当しない。

(エ) 条例第17条第2号ただし書ハ該当性について

延べ相談件数等については、スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが、当該情報を開示すると相談した者を特定することができる情報ともなり得る。この場合、これを職務の遂行に係る情報として開示すれば、当該者に係る相談の内容を知られる可能性があることから、当該者の権利利益が害されるおそれがあり、同号ただし書ハの趣旨を損なうこととなる。

したがって、公務員等における職務の遂行に係る情報が、別の公務員等以外の個人に関する情報及び別の公務員であっても私事に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示とすべき情報に該当するか否かを判断すべきと考えられる。すなわち、当該公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かとほかの個人にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分是不開示と考えられる。

これを本件決定において検討すると、延べ相談件数等は、開示した場合当該者に係る相談の内容を知られる可能性があり、当該者の権利利益が害されるおそれがある。すなわち、延べ相談件数等は、当該者にとっては当該者の個人に関する情報に該当すると認められるため、当該スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが開示すべきものではない。

本件不開示部分のうち前記以外については、公務員等に係る情報ではあるが、私事に関する情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

(オ) 条例第17条第2項ただし書ニ該当性について

本文書については、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合等ではないことから、同号ただし書ニに該当しない。

ウ 条例第17条第6号該当性について

(ア) 延べ相談件数等については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談に係る情報であって、相談した者は、氏名等の個人に関する情報以外の情報であっても、これを実施機関以外の第三者に開示、公開されることを前提として相談していないと考えられる。したがって、当該情報

を開示することにより、相談した者の実施機関に対する信頼が損なわれ、今後、当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談した内容が開示、公開されることを考慮又は懸念し、相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

- (イ) 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況についてにおける記載者の評価並びに要望については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談を受けるスクールカウンセラーが当該カウンセラーを配置した学校内において必要であるか、当該カウンセラーが相談相手となることができるかなどを評価している情報であり、当該情報を開示することにより、今後、当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

エ 条例第19条について

本件不開示部分には、前記イ及びウのとおり、第三者の個人情報及び事務事業情報が含まれており、これを何人にも公開して、第三者の個人情報及び事務事業情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第19条を根拠に公益上の理由による裁量的開示を行うことはできない。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、主張する。

しかし、前記(2)アのとおり、本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号等で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に当該請求に係る行政文書を保有していない。すなわち、審査請求人の主張する、弁明書や諮問通知書等と同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等は保有していない。

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)のとおり、主張する。

しかし、前記(3)イ及びウのとおり、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、また、同条第6号に該当する。

審査請求人は、前記3(1)イ(ウ)のとおり、主張する。

しかし、前記(3)エのとおり、公益上の理由があるとは認められないことから、裁量的開示を行うことはできない。

以上のことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定1を行うとともに、本件部分開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定2を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定2で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、文書の探索が不十分であると主張し、存在する可能性のある行政文書として、少なくとも、〇〇教育事務所が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等(以下「本件郵便記録等」という。)を特定すべきであると主張しているので、以下、検討する。

実施機関に確認したところ、〇〇教育事務所は、弁明書や諮問通知書等について、他の担当課とやり取りする場合は、送付を受けた郵便の記録や持参する場合の日程調整の記録、復命書等を作成しておらず、さらに、探索をしたところ、これらの文書を見つけることができなかったとの回答があった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、その他本件郵便記録等が存在するような特段の事情も認められない。

イ 本件郵便記録等以外の文書についても、審議会があらためて、実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有していないとの回答があった。

審議会としては、本件郵便記録等以外の文書についても、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の

事情も認められない。

(3) 本件決定2の不開示情報について

ア 本件文書7は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件行政文書部分開示決定」という。）に係る起案文書の一式であり、起案用紙、決定通知書の案文、決定通知書の写し及び本件行政文書部分開示決定で特定した行政文書（以下「本件情報公開対象文書」という。）で構成されていると認められる。

本件文書8は、本件行政文書部分開示決定についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審査請求を受けて、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号-1で行った諮問及び同日付け第〇〇号-2で行った諮問通知に係る起案文書の一式であり、起案用紙、諮問書及び諮問通知書の案文、諮問書及び諮問通知書の写し、当該諮問書の添付資料並びに本件情報公開対象文書で構成されていると認められる。

本件文書7の不開示部分と本件文書8の不開示部分は、本件情報公開対象文書の中の同一の行政文書の同一の箇所であるので、以下、まとめて検討する。

イ 本件情報公開対象文書を構成する行政文書のうち不開示部分のある行政文書について、審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 雇用書・派遣書

スクールカウンセラーを非常勤職員として雇用する雇用書及び派遣先での勤務を命じた派遣書（以下「本件雇用書等」という。）

(イ) 支出負担行為・支出伝票等

スクールカウンセラーの報酬及び旅費の支払いに係る支出負担行為・支出伝票、支出負担行為・支出集合内訳票及び控除内訳書（以下「本件支出伝票等」という。）

(ウ) 報酬支給額内訳書

「スクールカウンセラー報酬支給仕訳書（4月分）」等、スクールカウンセラーに支給する報酬及び旅費の月ごとの積算を記載した行政文書（以下「本件支給内訳書」という。）

(エ) 非常勤職員勤務簿

スクールカウンセラーの月ごとの勤務日及び勤務時間を記載した行政文書（以下「本件勤務簿」という。）

(オ) 旅費請求書等

スクールカウンセラーが勤務先に対して旅費を請求した行政文書及び勤務先がスクールカウンセラーに対して用務先への旅行を命じた行政文書（以下「本件旅費請求書等」という。）

(カ) 通勤届

スクールカウンセラーが勤務先に対して通勤経路、通勤手段等を届け出した行政文書（以下「本件通勤届」という。）

(キ) 口座振込依頼書等

スクールカウンセラーに係る口座振込依頼書及び口座振替依頼書（以下「本件口座振込依頼書等」という。）

(ク) 通帳

本件口座振込依頼書等に添付されたスクールカウンセラーの預金通帳の写し（以下「本件通帳の写し」という。）

(ケ) 配置一覧

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等配置一覧」等、スクールカウンセラー等の各学校への配置状況を名簿形式でまとめた行政文書（以下「本件配置一覧」という。）

(コ) 派遣通知・配置時間追加通知

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等の派遣について（通知）」、「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラーの配置時間の追加について（通知）」等、実施機関から各教育機関へ、スクールカウンセラー等の派遣決定を通知する行政文書及び配置時間の追加を通知する行政文書（以下「本件派遣決定通知等」という。）

(サ) 勤務状況等調査書

「平成〇〇年度スクールカウンセラー等の勤務状況等調査」等、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況を評価して記載した行政文書（以下「本件勤務状況等調査書」という。）

(シ) 活動状況報告書

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー活動状況報告書（SC）」等、スクールカウンセラー配置事業における活動状況を各学校が3か月ごとに実施機関に報告する行政文書（以下「本件活動報告書」という。）

ウ 本件不開示部分は別表3のとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した（別表3の審議会による区分のとおり。）。

(ア) 別表3の番号（以下「番号」という。）1から番号3まで、番号12から番号26まで、番号53から番号60までの不開示部分（以下「本件報酬等情報」という。）

(イ) 番号4から番号11までの不開示部分（以下「本件支出伝票情報」という。）

(ウ) 番号27から番号37までの不開示部分（以下「本件通勤情報」という。）

- (エ) 番号38から番号52までの不開示部分（以下「本件振込先口座情報」という。）
- (オ) 番号61から番号63までの不開示部分（以下「本件評価情報」という。）
- (カ) 番号64から番号69までの不開示部分（以下「本件相談情報」という。）
- (4) 本件決定2の不開示情報該当性について
- ア 本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報について
- (ア) 実施機関は、本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- (イ) 審議会で見分したところ、本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、本件雇用書等、本件支給内訳書、本件勤務簿、本件旅費請求書等、本件通勤届、本件口座振込依頼書等、本件通帳の写し、本件配置一覧及び本件派遣決定通知等に記載されたものであり、当該情報は、特定のスクールカウンセラーの報酬、勤務時間数、通勤、住所及び振込先口座等に係る情報であると認められる。
- (ウ) 条例第17条第2号該当性について
- 本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、特定のスクールカウンセラー等の個人に関する情報であり、本件雇用書等、本件支給内訳書、本件勤務簿、本件旅費請求書等、本件通勤届、本件口座振込依頼書等、本件配置一覧及び本件派遣決定通知等において、当該スクールカウンセラー等の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。
- したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。
- (エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について
- a スクールカウンセラーは地方公務員であることから、本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報が条例第17条第2号ただし書ハに該当するか、以下、検討する。
- b 同号ただし書ハに規定される公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、また、当該ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象としていると解される。
- 本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、公務員等に関する情報ではあるが、報酬、勤務時間数、通勤、住所及び振込先口座等に係る情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情

報であるとは認められない。

したがって、本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件報酬等情報、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件支出伝票情報について

(ア) 実施機関は、本件支出伝票情報については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件支出伝票情報は、次に掲げる情報に整理することができる。

a 支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額、差引支払額及び執行限度額

b 支出負担行為・支出集合内訳票に記載された支出命令額、控除額、差引支払額及び源泉徴収票の支払額並びに債権者の住所、振込先及び債権者コード

c 控除内訳書に記載された債権者コード及び控除額

(ウ) このうち、支出負担行為・支出集合内訳票及び控除内訳書は、複数のスクールカウンセラーに対する支払いをまとめて執行する支出負担行為・支出伝票に添付されたものであり、個々のスクールカウンセラーに関する情報が表形式でまとめられている。

(エ) 次に、本件支出伝票情報が記載された支出負担行為・支出伝票は、複数のスクールカウンセラーに対する支払いに係るものである場合は、その添付された支出負担行為・支出集合内訳票に記載された支払いを集合したものであり、記載された支出命令額、控除額、差引支払額及び執行限度額は、それぞれ単独のスクールカウンセラーに係るものではないと認められる。

(オ) これに対して、1名のスクールカウンセラーに対する支払いに係る支出負担行為・支出伝票については、記載された支出命令額、控除額及び差引支払額は、当該特定のスクールカウンセラーに係る情報であると認められる。

(カ) 条例第17条第2号該当性について

a 本件支出伝票情報のうち、支出負担行為・支出集合内訳票及び控除内訳書に記載された本件支出伝票情報は、特定のスクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件支出伝票等において、当該スクールカウンセラー等の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以

外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

b 本件支出伝票情報のうち、支出負担行為・支出伝票に記載された執行限度額は、スクールカウンセラーに係り割り当てられた予算の執行限度額であって、特定の個人のスクールカウンセラーに係る情報であるとは認められないから、条例第17条第2号には該当しない。

c 本件支出伝票情報のうち、1名のスクールカウンセラーに対する支払いに係る支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額及び差引支払額は、当該支出負担行為・支出伝票において、当該スクールカウンセラーの氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

d 本件支出伝票情報のうち、複数のスクールカウンセラーに対する支払に係る支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額及び差引支払額は、特定の個人のスクールカウンセラーに係る情報ではなく、特定の個人に関する情報とは認められない。また、その情報を開示したことにより特定のスクールカウンセラーの権利利益を害するおそれのあるものとは認められない。

したがって、条例第17条第2号には該当しない。

(キ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

支出負担行為・支出集合内訳票及び控除内訳書に記載された本件支出伝票及び1名のスクールカウンセラーに対する支払いに係る支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額及び差引支払額は、公務員に関する情報ではあるが、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ク) よって、本件支出伝票情報のうち、支出負担行為・支出伝票に記載された執行限度額並びに複数のスクールカウンセラーに対する支払に係る支出負担行為・支出伝票に記載された支出命令額、控除額及び差引支払額は開示すべきであり、その他の情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件評価情報について

(ア) 実施機関は、本件評価情報について、条例第17条第2号及び第6

号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件評価情報は、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況の評価したものであると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件評価情報は、当該スクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件勤務状況等調査書において、氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

本件評価情報は、公務員等の人事に関し記録された情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件評価情報は、条例第17条第2号に該当し、実施機関が主張する同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

エ 本件相談情報について

(ア) 実施機関は、本件相談情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件相談情報は、スクールカウンセラーが行った相談業務その他の活動について、各学校が3か月ごとに取りまとめて集計した数字や、特記すべき活動の事例の概要等であると認められる。

(ウ) 本件相談情報は、当該情報が開示されると、当該学校に関わる者の中には、当該情報から具体的な相談内容や相談者を推察できる者もいる可能性があり、これにより、相談の秘匿性に対する不安から、相談希望者が相談することをためらうようになることで、将来の相談事務の目的を達成できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、解決又は好転した事例の概要については、相談者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報ではないが、相談という個人の機微な情報であり、相談者は、自己の相談に係る情報は秘匿され、他人に知られることがないことを前提に相談するものであることから、当該情報を開示することにより、相談者の個人

の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文にも該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められないため、不開示が相当である。

(エ) よって、本件相談情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、本件相談情報のうち、解決又は好転した事例の概要については、同条第2号にも該当し、不開示が相当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

審議会で見分したところ、本件決定により開示された情報の中に、特定のスクールカウンセラーの通勤に係る定期券や運賃の額等、その内容からすれば条例第17条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと考えられる情報が含まれていることが認められた。

条例において、開示請求制度は、個人が実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みをとっている。

一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量することが求められる。その上で、開示しないことに合理的理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に特定し、不開示情報以外の開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

実施機関においては、同号の趣旨を踏まえ、開示決定等を行う際は、開示請求者以外の第三者の権利利益についても十分配慮した上で、不開示とすべき情報を開示することのないよう、慎重に対応されたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

令和元年12月27日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年1月15日	反論書の写しの受理
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）
令和3年4月22日	審議（令和3年度第1回第1部会）
令和3年5月27日	審議（令和3年度第2回第1部会）
令和3年6月24日	審議（令和3年度第3回第1部会）
令和3年10月21日	審議（令和3年度第5回第1部会）
令和3年11月25日	審議（令和3年度第6回第1部会）
令和3年12月23日	審議（令和3年度第7回第1部会）
令和4年1月20日	審議（令和3年度第8回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第2回第1部会まで

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第3回第1部会から

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研 究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表1

番号	行政文書	審議会による名称
1	行政文書開示請求に係る開示決定期間の延長について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	本件文書 1
2	審査請求書の送付について（送付）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	本件文書 2
3	審査請求に係る弁明書について（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	本件文書 3
4	反論書の送付について（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	本件文書 4
5	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（供覧）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け）	本件文書 5
6	苦情処理・苦情相談記録票の送付について（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	本件文書 6

別表 2

番号	行政文書	不開示理由	審議会による名称
1	行政文書開示請求書について（受付〇〇番）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	第 2 号 第 6 号	本件文書 7
2	審査請求に対する裁決について（諮問）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）	第 2 号 第 6 号	本件文書 8

別表 3

番号	行政文書の件名	本件決定における不開示部分	本件決定における不開示理由	審議会による区分
1	本件雇用書等	「3 勤務形態」のうち1年間の総勤務時間数	第2号	本件報酬等情報
2		「3 勤務形態」のうち1年間の追加勤務時間数		
3		「4 報酬額」のうち1時間あたりの報酬額		
4	本件支出伝票	支出命令額	第2号	本件支

5	等	控除額		出伝票 情報
6		差引支払額		
7		執行限度額		
8		債権者住所		
9		振込先		
10		源泉徴収票の支払額		
11		債権者コード		
12	本件支給内訳 書	報酬支給額	第2号	本件報 酬等情 報
13		通勤方法の別		
14		支給総額		
15		所得税		
16		現金支給額		
17		報酬単価		
18		勤務時間		
19		相手方コード		
20		債権者コード		
21		本件勤務簿		
22	残時間数計算式			
23	勤務時間/割振時間			
24	勤務時間数			
25	割振時間数			
26	余白記載の一部			
27	本件旅費請求 書等	駅名	第2号	本件通 勤情報
28		路線名		
29	本件通勤届	住居	第2号	
31		通勤方法の別		
30		区間		
32		距離		
33		所要時間		
34		通勤経路の略図		
35		交通機関の名称		
36		利用区間		
37		非該当の理由		
38	本件口座振込 依頼書等	郵便番号	第2号	本件振 込先口
39		住所		

40		電話番号		座情報
41		生年月日		
42		金融機関コード		
43		金融機関・支店名		
44		預金種目		
45		口座番号		
46		口座名義人（カナ）		
47		口座名義人（漢字）		
48		相手方（債権者）コード・枝番		
49		市区町村コード		
50		都道府県・市区町村名		
51		字・番地		
52	通帳の写し	表題以外すべて	第2号	本件振込先口座情報
53	本件配置一覧	報酬単価	第2号	本件報酬等情報
54		年勤務時間		
55		追加勤務時間		
56		勤務時間		
57		備考		
58	本件派遣決定通知等	年配置時間数	第2号	本件報酬等情報
59		追加勤務時間数		
60		時給		
61	本件勤務状況等調査書	スクールカウンセラーの活動状況について【回答欄】	第2号 第6号	本件評価情報
62		スクールカウンセラーの勤務状況について【回答欄】		
63		要望等		
64	本件活動状況報告書	延べ相談件数／延べ相談人数	第2号 第6号	本件相談情報
65		相談において行った特記すべき活動内容の回数		
66		相談において行った特記すべき活動内容の未配置校への対応		
67		相談において行った特記すべき活動内容のその他		
68		解決又は好転した事例		

69		その他の主な活動状況のその他		
----	--	----------------	--	--